

転出するとき

- 1 早めに学校（担任）にお知らせください。
- 2 磐梨中で、
転出先の学校へ持って行く次のものを作成します。

- 在学証明書
- 転学生徒教科用図書給与証明書

清算をします。

- 学年教材費等
- 給食費

これらの書類をお渡しする等、諸連絡があるので、担任か事務、または教頭と日程を調整していただき、磐梨中学校へおいでください。

- 3 転出先の学校へ連絡してください。

学校間でも連絡しますが、転出が決まったらできるだけ早くお子様の氏名、学年、性別、住所を連絡して、登校のための準備や日程（いつ頃転居するのか、いつから登校が可能なのか等）の確認をしてください。

○ 市内に転出のとき

- (1) 市役所市民課【または熊山支所市民生活課】で住所変更後、教育委員会【または熊山公民館（教育委員会熊山分室）】へ行き、「転入学通知書」の交付を受けます。
- (2) 「転入学通知書」に記載されている学校へ行き、磐梨中でお渡しした書類と「転入学通知書」を提出します。

○ 市外に転出のとき

- (1) 市役所市民課【または熊山支所市民生活課】で住民票移動の手続きを行い、転出証明をもらいます。
- (2) 移転先の市町村役場で住民登録の手続きを行い、教育委員会へ行き、「転入学通知書」の交付を受けます。
- (3) 「転入学通知書」に記載されている学校へ行き、磐梨中でお渡しした書類と「転入学通知書」を提出します。